

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-1	生産段階における安全安心の確保
品質の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	施策の方向3 具体的な取組み
(9) 生産者に対する農業適正使用の啓発	農業販売業者や使用者に対する立入検査の実施
生産者への啓発、シンフレットの配布、講習会や研修会の開催、農薬販売業者に対する農業管理指導士の認定などを通じ、生産者に対する農業適正使用の啓発を行います。	適正な農薬の販売及び使用を確保するため、地方局農業取締職員による計画的な農業販売業者に対する立入検査を実施するなどに、必要に応じて使用者への立入検査を実施します。
①概要	農業販売業者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に実施するとともに、使用者についても、適正使用の確認のために必要に応じて立入検査を行っており、今後も引き続き実施する。
②推進指標	農業立入検査実施件数
農業適正使用に関する啓発パンフレットの配布や、各地方局単位での講習会の開催、普及組織による栽培講習会等での指導を、引き続き実施する。また、農業適正使用について、農薬輸入者及び農業使用者に対する指導するなどを主な任務とする農業管理指導士の認定を、引き続き実施する。	件数の維持により、検査確認状況の指標となる。
③用語解説	【農業立入検査実施件数】

平成23年度事業実施状況	農業適正使用推進事業費(農産園芸課)
●農業の保管管理及び流通の適正化を図るとともに、安全かつ適正な使用を確保すること目的に農業販売業者等へ立入検査を行った。	農業販売業者等へ立入検査結果
・平成23年度立入検査結果	農業販売業者実施件数：308販売所(届出・帳簿の不備等があり改善指導を実施した件数：15件)
農業使用者実施件数：0件(農業の使用基準違反がなかったため実施なし)	農業使用者実施件数：0件(農業の使用基準違反がなかったため実施なし)
④用語解説	【日程・参加者数】

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-1	生産段階における安全安心の確保
品質の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	施策の方向3 具体的な取組み
(10) 農業販売業者や使用者に対する立入検査の実施	農業販売業者や使用者に対する立入検査の実施
生産者への啓発、シンフレットの配布、講習会や研修会の開催、農薬販売業者に対する農業管理指導士の認定などを通じ、生産者に対する農業適正使用の啓発を行います。	適正な農薬の販売及び使用を確保するため、必要に応じて使用者への立入検査を実施します。
①概要	農業販売業者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に実施するとともに、使用者についても、適正使用の確認のために必要に応じて立入検査を行っており、今後も引き続き実施する。
②推進指標	農業立入検査実施件数
農業適正使用に関する啓発パンフレットの配布や、各地方局単位での講習会の開催、普及組織による栽培講習会等での指導を、引き続き実施する。また、農業適正使用について、農薬輸入者及び農業使用者に対する指導するなどを主な任務とする農業管理指導士の認定を、引き続き実施する。	件数の維持により、検査確認状況の指標となる。
③用語解説	【農業立入検査実施件数】

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	
(11)出荷前農産物の残留農業分析による安全性の確認	
出荷前農産物の安全性を確認するため、残留農業分析を計画的に実施するとともに、検査を円滑に実施するため、効率的な分析技術の開発に努めます。	
①概要	
	県農産物の生産段階における安全性を確認するため、生産者個々における農業適正使用とその記録に加え、農林水産研究所において最大431成分の殘留農業分析を行っており、今後も引き続き実施する。
②推進指標	
	【出荷前の農産物の残留農業分析件数】
	分析件数を維持することにより、安全性の確認状況の指標となる。
③用語解説	

【平成23年度事業実施状況】					
●農業適正使用推進事業費(農産園芸課)					
・農業の安全性能を確保するため、農業者における生産工程管理・記帳に加え、生産段階における農業残留分析を農林水産研究所で実施したところ、基準値の超過はなかった。					
・平成23年度農業残留調査結果(431成分)					
穀類(米、麦、大豆):30件 野菜:126件 果樹:141件					

基本施策Ⅲ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅲ-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	
(12)生産者個々における農業使用の記帳推進	
	農業団体が実施している生産者個々における農業使用の記帳運動と連携し、記帳の徹底を図ります。
①概要	
	農業団体では、生産者個々における農業使用の記帳運動を実施しており、農協出荷者以外についても記帳の徹底を図る。
②推進指標	
	【平成23年度事業実施状況】
③用語解説	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	①農業団体や農薬販売業者と連携した農薬適正使用の推進 愛媛県農薬適正使用推進協議会において、農業団体や農薬販売業者と一緒にして農薬適正使用を推進し、安全安心な農産物の生産体制の確保に努めます。
②推進目標	—
③用語解説	愛媛県農薬適正使用推進協議会 平成14年9月、農薬の適正な流通・使用の徹底を推進し、農産物の安全性と产地としての信頼性を確保するため、設置したもの。 ・農業団体、農薬販売業者等から構成されており、農薬適正使用の徹底、残留農薬検査の実施、無登録農薬の情報、その他農薬の適正使用推進に必要な事項に関して協議を行っている。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
II-1	生産段階における安全安心の確保																								
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上																								
具体的な取組み	(14) 生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等への巡回 生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施します。																								
①概要	家畜保健衛生所の職員が畜産農家や飼料販売店、動物用医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の周知を図り、必要に応じて指導を実施する。																								
②推進目標	—																								
③用語解説	【生産者、飼料販売店、動物医薬品販売店巡回件数】 巡回の継続は、関係法令の周知、理解の促進を図り、食の安全確保を最優先した生産への意識向上への指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>850件</td> <td>—</td> <td>850件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>857件</td> <td>642件</td> <td>572件</td> <td>664件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標	—	—	—	—	850件	—	850件	実績	857件	642件	572件	664件	—	—	—
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標	—	—	—	—	850件	—	850件																		
実績	857件	642件	572件	664件	—	—	—																		

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
(15)牛耳標装着の農家指導	
関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導します。	
①概要	
国(農政事務所)、農協等と連携し、畜産農家に対して、牛の個体識別が確実に牛へ耳標装着し、国(家畜個体識別センター)へ牛の出生や移動等の情報を報告を報告するよう指導する。	
②推進指標	
【牛耳標装着率】 全ての牛が耳標を装着することにより、トレーサビリティの実効性が担保され、生産段階における安全安心の確保が可能となる。	
③用語解説	

年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標			—	—	100%	—	100%
実績	100%	100%	100%	100%	100%	—	100%

『牛耳標』
牛の個体識別番号を記した耳標
『個体情報の内容』
耳標の番号と牛の飼養者、飼養場所、牛の品種性別等の情報

【平成23年度事業実施状況】

●死亡牛全頭検査事業費(畜産課)

●畜産経営技術指導事業費(畜産課)

・国の農政事務所やJA等の関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導した。

・牛の死亡時ににおいて個体識別耳標を確認することで、トレーサビリティの確保に努めた。
・耳標の報告方法(FAX、インターネット等)、耳標が脱落した場合の処置等

周知内容

基本施策 III	生産から消費に至る食の安全安心の確保
III-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	
(16)原木シティカ等生産者を対象とした技術講習会等の開催	
原木シティカや畜産関係生産者を対象に、基本的生産技術や食の安全安心に関する意識向上を目的とした講習会等を開催します。	
①概要	
愛媛県森林組合椎茸生産者連絡協議会が生産者を対象として実施する講習会(県補助事業)において、無農薬での栽培、衛生管理の徹底を指導するとともに、生産履歴の記帳運動を推進する。	
②推進指標	
③用語解説	

【平成23年度事業実施状況】	
●原木乾しあけ等の生産を新たに開始しようとする者や、既存生産者等を対象とした生産技術講習会・実習において、無農薬での栽培、加工工程における衛生管理の手法、トレーサビリティの必要性等を指導した。	
【開催回数・参加者数】	
生産技術講習会・生産実習・技術改善研修会 12回 延べ参加者数 554人 1回 参加者数 118人 (計672名)	

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
II-i	生産段階における安全安心の確保																								
施設の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上																								
具体的な取組み	(17) 養殖衛生管理体制の推進																								
養殖業者に対する講習会を実施します。	<p>①概要</p> <p>魚病対策として、疾患魚の迅速かつ正確な診断の他、養殖業者、医薬品販売業者等を対象とする水産用医薬品やワクチンの適切な使用について指導するとともに、養殖衛生管理技術に関する講習会(研修会)を実施します。</p> <p>②推進指標</p> <p>【養殖衛生管理体制数の割合】</p> <p>養殖業者への指導状況の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>70.3%</td> <td>66.8%</td> <td>80.8%</td> <td>82.8%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>70.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>③用語解説</p>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標	—	—	—	—	—	—	100%	実績	70.3%	66.8%	80.8%	82.8%	—	—	70.0%
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標	—	—	—	—	—	—	100%																		
実績	70.3%	66.8%	80.8%	82.8%	—	—	70.0%																		

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
II-i	生産段階における安全安心の確保																								
施設の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上																								
具体的な取組み	(18) 貿易検査の実施																								
貿易原因プランクトンの出現動向に合わせて、公定検査法によりアサリなど二枚貝の貝毒量を検査し、貝毒の発生監視及び情報提供に努めます。	<p>①概要</p> <p>宇和海で貝毒を蓄積させる原因プランクトンは、春～初夏に出現するアレキサンドリウム・カテーテル、冬季～初夏に出現するギムノディニクム・カテーテナータムの2種であるが、いずれの種類もアサリ等の二枚貝類に麻痺性貝毒を蓄積させる。県では、定期的なモニタリング調査により貝毒プランクトンが安全基準値を超えて増殖した場合は、貝毒の発生監視を行なうため、アサリ等の二枚貝の貝毒量を検査している。</p> <p>②推進指標</p> <p>【貝毒検査の予定件数に占める検査件数の割合】</p> <p>検査率の維持により貝毒発生確認の活動状況の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>③用語解説</p> <p>《安全基準値》</p> <p>貝毒の蓄積が懸念されるプランクトン濃度</p>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標	—	—	—	—	—	—	100%	実績	100%	100%	100%	100%	100%	—	—
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標	—	—	—	—	—	—	100%																		
実績	100%	100%	100%	100%	100%	—	—																		

平成23年度事業実施状況	【角病対策指導事業費(水産課)】
●角病対策における角病対策の推進及び生産された養殖水産物の安全性を確保するため、防疫関係会議へ参加や防疫対策会議を開催するとともに、養殖魚の疾病の診断及び治療対策の指導、水産用医薬品の適正使用の指導、医薬品残留検査を行った。	●漁場環境モニタリング調査指導事業費(水産課)
・防疫対策会議の開催結果	●毒化した二枚貝が流通されないよう、原因プランクトンの出現動向に合わせ、毒量検査を実施した。なお、今年度は貝毒の原因プランクトンが高密度に出現しなかつたことから、マガキのマウス試験においても規制値を上回る貝毒が確認されず、二枚貝類の安全性が確保された。
〔日程・参加者数〕	〔検査実施状況〕
4月26日 南予文化会館 66名	12/13採取分 貝毒量検出限界値以下
・魚病診断件数 699件	1/11採取分 貝毒量検出限界値以下
・水産用ワクチン使用指導書施行件数 382件	1/11採取分 貝毒量検出限界値以下
・医薬品残留検査(ブリ)、マダイ、ヒラメ 26検体	2/8採取分 貝毒量検出限界値以下

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方向4 具体的な取組み	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み

(19) 環境保全型農業の推進

土づくりや、化学肥料・化学農薬の使用削減、農業生産材の節減技術を普及推進するとともに、エコファーマーの育成、エコえひめ農産物の生産促進のほか、外観品質よりもその栽培方法を評価する販売先の開拓の支援に努めます。

①概要

②推進指標	【エコファーマー取組面積】 取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。
③用語解説	『エコえひめ農産物』 化学肥料・化学農薬を3割以上削減した農産物を県が認証

年 帯
(H20)
目標
実績

—	—	—	H22	H23	H24	H25	H26
—	—	—	1,200ha	—	—	—	—
908ha	924ha	953ha	684ha	—	—	—	—

基本施策Ⅲ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅲ-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方向4 具体的な取組み	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み

(20) 有機農業の推進

有機農業実践農家の技術・経営調査による栽培マニュアルの策定や実証展示圃の設置、試験研究機関における有機栽培技術の確立を目指すとともに、商談会等を活用して食品加工や直接販売等の取組みの支援に努めます。

①概要

農家が有機農業を取り組む場合、化学肥料・化学農薬を使用しないため、一般栽培並の収量・品質を得ることや、規格を前え、まとめて販売することが必要となる。このため、有機栽培技術の確立や、食品加工、直接販売等の取組みの支援に今後とも取り組み、有機農業の普及・拡大に努める。

②推進指標

【有機農業取組面積】
取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。

年度 (H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標	—	—	—	—	—	—
実績	365ha	396ha	389ha	393ha	—	—

③用語解説

【平成23年度事業実施状況】

- 有機農業推進事業費(農産園芸課)

農業生産に由来する環境への負荷を大幅に低減する有機農業を推進するため、県内3カ所に実証圃を設置するとともに、流通販売・加工業者との意見交換会を実施した。
- 平成23年度実証展示圃
しまなみ指導班 温州みかん20a、レモン10a
久万高原指導班 スイートコーン、サトイモ、コンニャク、トマト4a
鬼北指導班 ヨズ30a
- 農業試験研究費(農産園芸課)
有機栽培技術確立試験費
県では平成20年に有機農業推進事業費で推進協議会を設置することとしている。そのため、水稻や各種野菜(大豆、タマネギ、キャベツ等)の有機栽培を実証し、栽培技術のマニュアル作成を通り、一般農家にも取り組みやすくなるよう有機農業作業の確立を行り、地域の有機農業推進体制を構築した。
- 広域連携型農業研究開発事業費(農産園芸課)
・カンキッキ有機栽培ににおける病害虫防除体系の確立
・県内で有機栽培を実践している柑橘園において、個々の防除体系と病害虫の発生について調べ、有効な技術を組み合わせて有機農業を推進する研究を進めしており、23年度は、病害虫の発生動向調査や病害虫の抑制技術の把握および実証を行った。

【平成23年度事業実施状況】

- 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の3割以上の削減を目標とした栽培計画を県が認定した農業者
- 『エコえひめ農産物』
化学肥料・化学農薬を3割以上削減した農産物を県が認証

年 帯
(H20)
目標
実績

—	—	—	H22	H23	H24	H25	H26
—	—	—	1,200ha	—	—	—	—
908ha	924ha	953ha	684ha	—	—	—	—

④用語解説

『エコファーマー』
持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の3割以上の削減を目標とした栽培計画を実施し、流通販売・加工業者との連携による土づくりや化学肥料・化学農薬の節減技術等、導入すべき生産方式の確立と普及推進活動により、一体化的に取り組むとともに、有害物質対策を実施し、流通販売・加工業者との環境保全型農業推進大会を開催した。

平成23年度環境保全型農業推進大会開催結果
【日程・参加者数】2月16日 85名
・エコファーマー認定数 778人

・エコファーマー取組面積 684ha

● 特別栽培農産物等認証事業費(ブランド戦略課)
認証審査会を年6回開催し、1,754件(水稲424件、野菜774件、果樹53件、その他3件)のエコえひめ農産物を認証し、認証された農産物の残留農薬分析を実施した。(栽培者数2,175人、栽培面積928ha)

● 認証委員会(委員9名)を12月12日に開催し、新たに認証対象作物の追加、販路拡大支援の強化や審査手継ぎの簡略化などについて協議した。

・制度の普及啓発や販路拡大のために、交流商談会等の開催や制度のPRチラシの作成を行った。

● エコえひめ農産物販路拡大等推進事業費(ブランド戦略課)
制度の普及啓発や販路拡大のために、「エコえひめ農産物市場」、「エコえひめ農産物販路拡大交流会」の開催やPRチラシの作成を行なった。

基本施策Ⅲ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方向4 具体的な取組み	安全安心といつ消費者ニーズに応えた生産への取組み
(21) GAP(農業生産工程管理)の推進	
①概要	GAPの取り組みについて、産地や生産者へ啓発するとともに、生産者が導入しやすいGAPシステムの開発に努めます。
②推進指標	GAPの取り組みについて、今後とも、産地や生産者へ啓発するとともに、農薬使用の記帳に加えて、衛生管理等についても記帳を推進する。また、農林水産研究所において他県と連携して、記帳の負担軽減等を図るGAPシステムの開発を進めている。
③用語解説	『GAP』農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の農業工程の管理手法のこと。

【平成23年度事業実施状況】	●農業適正使用推進事業費(農産園芸課) 食の安全安心や、環境負荷の低減、農作業等労働安全につながる農業生産工程管理(GAP)の推進を図るために、指導者研修会や生産者団体に対して実践的な指導を実施した。 平成23年度GAP研修会の開催結果 〔日程・参加者数〕2月20日 57名
【平成23年度事業実施状況】	●畜産試験研究費(畜産課) 「採卵鶏の卵殻質改善試験」 県下で発生する水産系未利用資源(珍味産さ等)を飼料に用いて、卵のひびが発生を軽減する技術の開発試験を実施中(平成24年度終了予定)。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方向4 具体的な取組み	安全安心といつ消費者ニーズに応えた生産への取組み
(22) 消費者ニーズに対応した生産技術の開発	
①概要	県の研究機関において、安全・安心な農畜産物生産のための技術を開発します。
②推進指標	【安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数】 生産技術の開発数は、安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組みの推進状況の指標となる。
③用語解説	【年度】(H20) (H21) H22 H23 H24 H25 H26 目標 └───────── 実績 1 1 1 0 4(延べ) 6(延べ)

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方針4 具体的な取組み	安全安心といっ消費者ニーズに応えた生産への取組み
(2.3)畜産関係生産者の巡回による普及指導	畜産関係団体等を連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を年毎、家畜保健衛生所職員が畜産関係団体等と連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導します。
①概要	
②推進指標	
③用語解説	

年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標			—	—	全戸	—	
実績	737(全戸)	686(全戸)	709(全戸)	686(全戸)			

【平成23年度事業実施状況】

- 死亡牛頭検査事業費(畜産課)
 - ・24ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭(407頭)に対して、家畜病性鑑定所においてBSE検査を実施したが、県内でのBSE感染牛はなかった。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方針4 具体的な取組み	安全安心といっ消費者ニーズに応えた生産への取組み
(2.4)死亡牛のBSE検査	24ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。
①概要	
②推進指標	
③用語解説	

【平成23年度事業実施状況】

- 死亡牛頭検査事業費(畜産課)
 - ・24ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭(407頭)に対して、家畜病性鑑定所においてBSE検査を実施したが、県内でのBSE感染牛はなかった。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保						
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保						
施策の方向4	安全安心どりの消費者ニーズに応えた生産への取組み						
具体的な取組み	(25) 農林水産参観デーによる推進						
	農林水産業への理解を深めもらうため、県の試験研究機関において農林水産参観デーを開催します。						
①概要							
定期的な体制整備を実施する。							
②推進指標							
	【高病原性鳥インフルエンザ対策】 鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例はないが、養鶏場での定期的なサンプリング検査の実施は、消費者ニーズに応えた安全安心な畜産物生産への取組み状況の指標となる。						
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標	—	—	—	—	—	—	—
実績	986羽	1,330羽	1,270羽	1,260羽	—	—	—
③用語解説							

【平成23年度事業実施状況】	
●家畜伝染病予防事業費(畜産置き課)	
・県内の各養鶏場の1,260羽を対象に家畜保健衛生所の獣医師が検査を実施し、全調査鶏について異常はなかった。	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保						
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保						
施策の方向5	消費と生産との距離を縮める取組み						
具体的な取組み	(26) 農林水産参観デーによる推進						
	農林水産業への理解を深めもらうため、県の試験研究機関において農林水産参観デーを開催します。						
①概要							
県の試験研究機関において、農林水産の状況や生産技術の内容を知つてもらうため、県を対象とした農林水産参観デーを開催する。							
②推進指標							
	【農林水産参観デー開催回数】 開催回数は、消費と生産との距離を縮める取組みの実施状況の指標となる。						
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標	—	—	—	—	—	—	—
実績	8回	8回	8回	10回	—	—	8回
③用語解説							

【平成23年度事業実施状況】			
●農林水産研究所畜産監視課			
●水産関係試験研究機関広報活動事業費(水産監視課)			
開催日	試験研究機関	主な内容	参加者数
7月27日(水)	畜産研究センター	試験研究成果の展示 体験学習(乳牛、牛のエサやり) ニーナー(ほな)	150人
7月31日(日)	・水産研究センター ・養殖資源研究所	水産に関する相談会 試験研究内容・成果展示 のほか、お魚(うお)チング (お魚(うお)の魚(うお)の魚(うお)) 試験研究内容・成果展示 のほか、お魚(うお)チング (お魚(うお)の魚(うお)の魚(うお))	322人 354人
8月6日(土)	・水産研究センター ・養殖資源研究所	体験学習 水族館・飼育始船にて乗船しての海 底探査・潜葉管 潜葉管	14人 32人
8月27日(土)	・養殖研究所	潜葉管を使っての料理教室	40人
10月1日(土) 10月2日(日)	・農林水産研究所 (企画環境部、農業 研究部) ・果樹研究センター	成果の展示と情報公開 栽培等栽培指導室 品評会等協賛展 農業技術相談コーナー ほか	4,600人 5,200人
10月15日(土) 10月16日(日)	・林業研究センター (ひんぎょうけんきゅうセンター) (ひんぎょうけんきゅうセンター)	成木の展示と施設の公開 森林技術相談コーナー 森林接種展示と実演 緑化関係、ネルモ展示(ほか)	1,652人
10月26日(水)	・みかん研究所	研究成果の展示 (ほせん・研究施設)の公開 早生みかん品種会(ほか)	1,118人
計		8機関	約14,500人

【ふれあい牧場、工場見学等の開催】	関係団体等と連携し、ふれあい牧場、工場見学等の開催
①概要	愛媛県酪農業協同組合連携会等と連携し、生産者の牧場や乳業工場の見学会を開催するとともに料理教室を開催し、畜産業への理解促進を図る。
②推進指標	【ふれあい牧場等の開催回数】
③用語解説	開催回数は、生産との距離を縮める取組みの実施状況の指標となる。

年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標			一	—	50回	—	50回
実績	46回	54回	51回	80回			

③用語解説

【平成23年度事業実施状況】	●愛媛県酪農業協同組合連携会等と連携協議会といつた販売、生産団体が愛媛県森林組合連合会や愛媛県森林組合推進会議会といつた販売、生産団体が愛媛県いたけ共進会、産業文化まつり、大街道マラソンエなど消費者へ直接販売する機会に積極的に参加し、消費者ニーズの把握に努め、会員等に情報提供を行った。
【ふれあい牧場等の開催結果】	●愛媛県酪農業協同組合連携会等と連携協議会といつた販売、生産団体が愛媛県森林組合連合会や愛媛県森林組合推進会議会といつた販売、生産団体が愛媛県いたけ共進会、産業文化まつり、大街道マラソンエなど消費者へ直接販売する機会に積極的に参加し、消費者ニーズの把握に努め、会員等に情報提供を行った。

【(27) ふれあい牧場、工場見学等の開催】	関係団体等と連携し、ふれあい牧場、工場見学等の開催
①概要	毎年開催している愛媛県いたけ共進会や、産業文化まつりにおいて、来場者に乾いたけに開する意見、要望等を聞き取り調査し、その結果を集約組織を通じて生産者に提供する。
②推進指標	
③用語解説	

【(28) 消費者ニーズの把握、生産への反映】	アンケート調査を実施し、消費者の意見、要望を把握し、消費者ニーズに合致した農産物を生産するため、生産者へ情報を提供します。
①概要	
②推進指標	
③用語解説	